平成２９年（フ）第２０５９号
札幌市中央区南16条西５丁目３番１―215号
債務者　田宮　義昭
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７６号
札幌市東区北41条東４丁目１番10号　コーポ新緑13号
債務者　澤田みね子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８９号
札幌市中央区南17条西８丁目１番41―202号
債務者　藤田　珠恵
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１５号
札幌市豊平区美園10条４丁目３番30―402号
債務者　中島　郁美（旧姓久保田・盛）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３４号
札幌市東区北13条東５丁目１番１―315号
債務者　辻川　智美
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４３号
札幌市東区北11条東５丁目１番20―202号
債務者　佐藤　洋介
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５０号
札幌市北区北24条西６丁目１番７―712号
債務者　北川　俊一
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７７号
札幌市豊平区平岸４条９丁目11番５号　パールハイム平岸３号
債務者　小野寺由美
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１８１号
札幌市白石区本郷通９丁目北２番10―105号
債務者　渡部　禎行
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３号
北海道釧路郡釧路町光和３丁目27番地　カーサアベニュー203号室
債務者　岩谷のぞ美
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６０号
山形県酒田市南千日町９番15号
債務者　矢口　　学
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２２１号
群馬県高崎市貝沢町1017番地　レオパレスハイフィールド107号
債務者　成戸　照幸
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２３２号
群馬県高崎市貝沢町740番地５　ファミリーホームズ202号
債務者　古屋　　明
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１０９２号
埼玉県蓮田市緑町３丁目４番５号
債務者　関根　道代
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３０号
埼玉県川口市芝中田２丁目35番20号　パークサイド芝203号
債務者　原田　和幸
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５１号
埼玉県新座市西堀２丁目16番16号
債務者　塙　　京子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９３号
さいたま市西区大字指扇3647番地５　サンライズコーポＡ棟101、旧住所さいたま市西区三橋６丁目1804番地５
債務者　木ノ内勝之
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７１号
埼玉県川口市上青木４丁目17番６号　サンバレー上青木302号
債務者　大髙　邦広
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係